

## 浦安市規則第15号

浦安市税条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市税条例施行規則（昭和56年規則第69号）の一部を次のように改正する。  
別記第9号様式を次のように改める。

## 第9号様式

第9号様式

第 号	納 期 限 変 更 告 知 書	
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	氏 名 又 は 名 称	様
	住 所 又 は 所 在 地	
年(度)分		
納 税 通 知 書 特 別 徴 収 税 額 通 知 書	番 号	
変 更 後 の 納 期 限	年 月 日	
税 額 又 は 納 入 金 額	円	
納 付 (入) 場 所	浦安市指定金融機関 浦安市収納代理金融機関 浦 安 市 役 所	
<p>地方税法第13条の2第1項の規定によつて繰上徴収しますので上記のとおり納期限を変更します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>		

### 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第46号様式（その2）を次のように改める。



別記第49号様式（その1）及び（その2）を次のように改める。

# 第49号様式 (その1)

## 第49号様式 (その1)

千葉県浦安市 納入済通知書 (公)

振替口座	加入者名	浦安市会計管理者	金額
振替期日	12227	期日	振替区分
振込金額		合計金額	

年度	通知書番号	期別	納入日付印
納期限	お問合せ★		
納入済印			

お問合せ★  
 ①に当り、金額を訂正した場合は、②の期別が正しい場合は、③の納入済印を捺印してください。  
 ④は、①の金額と②の期別が一致しない場合は、⑤の納入済印を捺印してください。  
 ⑥は、①の金額と②の期別が一致しない場合は、⑦の納入済印を捺印してください。

取りまとめ店  
 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲  
 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲  
 浦安市役所/ CVS本部

千葉県浦安市 納付書 (原付) (公)

振替口座	加入者名	浦安市会計管理者
納付書番号	納付区分	

納付書番号	納付区分
振込金額	合計金額
納期限	納入日付印

千葉県浦安市 12227 金融機関用紙/ CVS店舗用紙

右記の金額が未納になっておりますので、早急に納付してください。

※本状態通知に納付(入)された場合は、行違いで済んでください。

### 千葉県浦安市 領収証書 (公)

お問合せ★	納付書番号
推計番号	納付区分
期別	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	納入日付印
振込口座	納入者名
振込金額	

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

# 第 4 9 号様式 (その 2)

第 4 9 号様式 (その 2)

## 催告書

右記明細書の市税が督促にも係わらず、いまだ未納となっております。先に送付しました納付 (入) 書又は、添付の郵便振替用紙にて、早急に納付 (入) してください。また、裏面に注意事項が記載されておりますので、必ずお読みください。なお、本状との行き違いにて納付 (入) した際は、ご容赦ください。

### 教示

この督促状を受けたことについて不服があるときは、この督促状を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に浦安市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦安市を被告として (浦安市長が被告の代扶者となります。) 提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

浦安市

●裏面の注意事項をご確認ください。お問い合わせの際は、払込取扱票に記載されている「★の番号」が必要です。

07		東京		払込取扱票										公		払込料金		加入者負担													
口座記号番号												金額		千		百		十		万		千		百		十		円			
00190-2-961226												00		00		00		00		00		00		00		00		00			
浦安市会計管理者												備考																			
ご依頼人	年度	期別	通知書番号			税目			税額 (円)		延滞金 (円)		備考																		
						特・市・固・軽・法							(催告)																		
						特・市・固・軽・法																									
						特・市・固・軽・法																									
★																															
郵便番号																															
(電話番号 - -)																															
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第70737号)																															
これより下部には何も記入しないでください。																															
												日附印																			

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号												金額		千		百		十		万		千		百		十		円	
00190-2-961226												00		00		00		00		00		00		00		00		00	
浦安市会計管理者												備考																	
★																													
日附印																													

この受領証は大切に保管してください。

## 滞 納 明 細 書

調定 年度	年度分	科目	通知書番号	期別 (月)	納期限	納付すべき額 (円)	延滞金 (円)	合計 (円)	備考
合　　計									

※ 「科目」欄の軽自動車税（種別割）の表記について、H31以前に賦課されたものは、軽自動車税と読替えます。



別記第49号様式（その2）を別記第49号様式（その3）とし、別記第49号様式（その1）の次に次の別記様式を加える。

## 第49号様式（その2）

第49号様式（その2）

第 年 月 日

様

浦安市長



### 法人市民税の納付について（督促）

貴法人に、下記のとおり法人市民税の滞納があります。督促発送の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分等を受けることになります。

記

法人番号		お問合せ番号				単位：（円）		
調定 年度	事業 年度	（自）	申告	納期限	均等割額	法人税割額	督促手数料	合計
		（至）					延滞金	

納付期限

納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、法律で定める割合で計算した延滞金額を加算して徴収します。ただし、延滞金額が1,000円未満の場合にはその金額、また延滞金額が1,000円以上のものでも100円未満の端数金額は切り捨てます。

教示

この督促状を受けたことについて不服のあるときは、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内に浦安市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することできないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

この督促状は、現在の調査によるものです。既に納付済で本督促状が行き違いになった場合は、ご了承ください。

別記第50号様式、第51号様式及び第52号様式（その1）を次のように改める。

第50号様式

第50号様式

納税管理人申告書( )

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

下記の者を \_\_\_\_\_ の納税管理人として定めましたので申告します。

納 税 管 理 人	住 所	〒 _____		
	氏名(名称)	_____	電話番号	_____ ( ) _____

承 認 書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

納税者 \_\_\_\_\_ の納税管理人を承認しました。

第 5 1 号様式

第 5 1 号様式

<p>納税管理人廃止届( )</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>(宛先) 浦安市長</p>			
<p>住 所 _____</p>			
<p>氏 名(名 称) _____</p>			
<p>電 話 番 号 _____ ( ) _____</p>			
<p>下記の者が _____ の納税管理人を取りやめましたので届け出ます。</p>			
現納税管理人	住 所	〒	
	氏 名	電話番号	( )
<p>年 月 日</p>			
<p>(宛先) 浦安市長</p>			
<p>住 所 _____</p>			
<p>氏 名(名 称) _____</p>			
<p>納税者 _____ の納税管理人を廃止しました。</p>			

第52号様式（その1）

第52号様式（その1）

市県民税減免申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

浦安市税条例第51条の規定により、下記のとおり市県民税の減免を申請します。

審査を受ける方

住所			
氏名			
生年月日		連絡先	

市県民税の額

年度	年度		年間税額	円			
1期	円	2期	円	3期	円	4期	円

減免を申請する理由

該当の事由に○印をし、具体的に内容を記入してください。

- 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者  
又はこれに準ずると認められる者
- 学生及び生徒
- その他

具体的な内容

今年1年間の収入等の状況（1月から12月まで）

\_\_\_\_\_円（給付金や手当 \_\_\_\_\_円 / 仕送りや援助 \_\_\_\_\_円）

- ・住居について 家賃の支払 有・無 \_\_\_\_\_円 持家 実家 借家 間借
- ・家族について \_\_\_\_\_人 家族で収入がある方がいる はい・いいえ
- ・生活費について 1か月当たり \_\_\_\_\_円
- ・医療費について 1年間の医療費 \_\_\_\_\_円（疾病当時から現在まで \_\_\_\_\_円）
- ・その他

※減免申請に関する書類等については、添付又は提示してください。

別記第52号様式（その2）中「さき」を「先」に、

「 先に送付済の納税通知書は廃棄してください。同封の納税通知書にて納付してください。

（注意） この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。 」

を

「教示

この減免決定通知書の記載事項に不服がある場合は、この減免決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浦安市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 」

に改める。

別記第52号様式（その3）中「さき」を「先」に、

「

（注意） この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。 」

を

「教示

この減免決定通知書の記載事項に不服がある場合は、この減免決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浦安市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改める。



別記第52号様式（その13）及び（その14）を削り、別記第52号様式（その12）中「第119条の2」を「第119条の3」に改め、

「（注意） この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

を

「教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改め、同様式を別記第52号様式（その15）とする。

別記第52号様式（その11）中「特別土地保有税減免申請書」を「特別土地保有税減免申請書」に改め、「㊟」及び「（ 局 番）」を削り、「第119条の2」を「第119条の3」に改め、同様式を別記第52号様式（その14）とする。

別記第52号様式（その10）を次のように改める。

第52号様式（その10）

第52号様式（その10）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



軽自動車税（種別割）減免決定通知書

年 月 日付けで提出のありました 年度軽自動車税（種別割）減免申請書について、  
浦安市税条例第 条 項の規定により次のとおり減免しましたので、通知します。

年度	車両（標識）番号	課税済額	減免税額	減免の理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

下記の証明書は、継続検査の際に必要ですので、大切に保管してください。

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

住所・所在地	
氏名・名称	
車両（標識）番号	
この証明書の有効期限	
備考	
(注) 継続検査において自動車検査証の交付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日  
浦安市長



別記第52号様式（その10）を別記第52号様式（その13）とする。

別記第52号様式（その9）を次のように改める。

## 第52号様式（その9）

第52号様式（その9）

### 軽自動車税（種別割）減免申請書

（宛先）浦安市長

下記のとおり、浦安市税条例第89条及び第90条の規定により軽自動車税（種別割）を減免されたく申請します。

減免申請の種類		1. 身障本人    2. 身障家族    3. 身障輸送車    4. その他			
申請者		住 所			
		氏名(名称)			
減免申請する軽自動車等	所有者	住 所			
		氏名(名称)			
	使又運用転者は者	住 所			
		氏名(名称)			
	納税義務者個人番号				
	主たる定置場の位置				
	車 種				
	車両番号又は標識番号				
	総排気量又は定格出力				
	型 式 及 び 形 状				
身体障がい者等	住 所				
	氏 名		運 転 免 許 証	番 号	
	手帳の番号			交付年月日	
	交付年月日			有効期限	
	障害名及び障害等級			免許の種類及び条件	

別記第52号様式（その9）を別記第52号様式（その12）とする。

別記第52号様式（その8）を次のように改める。

## 第52号様式（その8）

第52号様式（その8）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



年度固定資産税減免申請について(回答)

年 月 日付けで提出がありました減免申請について、下記のとおり減免を却下しましたので通知します。

記

### 1 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第52号様式（その8）を別記第52号様式（その11）とする。

別記第52号様式（その7）を次のように改める。

## 第52号様式（その7）

### 第52号様式（その7）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



### 固定資産税減免決定通知書

年 月 日付けで提出がありました 年度固定資産税減免申請書について浦安市税条例第71条第1項第 号の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

課税年度		年度		お問合せ番号	
		当初課税額 (A)	減免税額 (B)	減免後の課税額 (A)-(B)	
期 別 税 額	第 期	円	円	円	
	第 期	円	円	円	
	第 期	円	円	円	
	第 期	円	円	円	
年 税 額		円	円	円	
減免を受けた資産		所 在 又 家 屋 番 号	地 目 又 は 種 類 及 び 構 造	地 積 又 は 床 面 積	
〔 土 地 〕 〔 家 屋 〕					
( 償却資産 )		資産区分	規格・能力	取 得 年 月 日	数 量
					取 得 価 格 件 円
備 考					

#### 教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



別記第52号様式（その7）を別記第52号様式（その10）とする。

別記第52号様式（その6）を次のように改める。

## 第52号様式（その6）

第52号様式（その6）

固定資産税減免申請書（ 年度）

納税義務者	住 所					氏 名					
お問合せ番号		年税額	円	1期	円	2期	円	3期	円	4期	円
減免を受けようとする物件の表示											
土 地	所 在	地 目	地 積		課 税 標 準 額	摘 要					
	浦安市		㎡		円						
	浦安市		㎡		円						
	浦安市		㎡		円						
家 屋	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	課 税 標 準 額	摘 要				
	浦安市				㎡	円					
	浦安市				㎡	円					
	浦安市				㎡	円					
償却資産 ※数が多い場合は別紙による提出可	資産種類	資 産 の 名 称	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	課 税 標 準 額	摘 要				
				年 月	円	円					
				年 月	円	円					
				年 月	円	円					
減免を受けようとする理由（そのことを証明することができる書類を添付してください。）											
浦安市税条例第71条第1項の規定により減免を申請いたします。											
年 月 日			(宛先) 浦安市長			住所又は所在			申請者 氏名又は名称		
						電 話 番 号			( )		

別記第52号様式（その6）を別記第52号様式（その9）とする。

別記第52号様式（その5）中「ついて、」の次に「浦安市税条例施行規則第6条第 号の規定により」を加え、

「（注意） この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

を

「教示

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が、上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までには審査請求をしなければなりません。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改め、同様式を別記第52号様式（その8）とする。

別記第52号様式（その4）中

「住 所（所在地）

氏 名（名 称） ⑨」

を

「住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話 番 号 』

に改め、「とおり」の次に「、市税に係る延滞金の」を加え、同様式を別記第52号様式（その7）とし、別記第52号様式（その3）の次に次の別記様式を加える。

第 5 2 号様式 (その 4)

第 5 2 号様式 (その 4)

法人市民税減免申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

地方税法第 3 2 3 条 (浦安市税条例第 5 1 条) の規定により、下記のとおり法人市民税の減免を申請いたします。

記

法人番号			
名 称		代表者氏名	
所 在 地			
均 等 割 算 定 期 間	年 月 日	～	年 月 日
税 額	円	納 期 限	年 月 日
減 免 申 請 の 理 由	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人で、法人税割が発生していないため。		
	<input type="checkbox"/> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条の規定により公益認定されており、収益事業も行っていないため。		
	<input type="checkbox"/> 法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人で収益事業を行っていないため。		
	<input type="checkbox"/> その他		
	( )		
備 考			

## 第52号様式（その5）

### 第52号様式（その5）

第 号  
年 月 日

御中

浦安市長



## 法人市民税減免決定通知書

先に提出のありました法人市民税に係る減免申請について、浦安市税条例第51条第1項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

		管理番号	
法人名		代表者	
所在地			
均等割算定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
税 額	円	減免決定税額	円
減免理由	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人で、法人税割が発生していないため。 <input type="checkbox"/> 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条の規定により公益認定されており、収益事業も行っていないため。 <input type="checkbox"/> 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人で収益事業を行っていないため。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 第52号様式（その6）

### 第52号様式（その6）

第 号  
年 月 日

御中

浦安市長



## 法人市民税減免申請について（回答）

先に提出のありました法人市民税に係る減免申請について、該当しないものと認め通知します。

記

		管理番号	
法人名		代表者	
所在地			
均等割算定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
税 額	円	減免決定税額	—
理 由			

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第57号様式（その1）中

「

青
色
49
1

」を「

青
色
49

」に、「所得金額（ $A - B - C$ ） $\times \frac{1}{2}$ を

「所得金額（ $A - B - C$ ）」に、  
に、「は、 $(A - B - C) \times \frac{1}{2}$ の金額を、所得金額欄に記入してください」  
を

「、実際の所得金額は（ $A - B - C$ ）に  $\frac{1}{2}$ をかけた金額です」  
に改める。

別記第58号様式（その1）を削る。

別記第58号様式（その2）を次のように改める。



## 第58号様式（その2）

### 第58号様式（その2）

### 法人等の設立、変更、廃止等に関する申告書

		整理番号		法人番号	
年 月 日		本店等 所在地 (清算人住所)	〒		
(宛先) 浦安市長 次のとおり申告します。					
提出法人	<input type="checkbox"/> 通算(連結)親法人	電話番号	( )		
	<input type="checkbox"/> 通算(連結)子法人				
申告理由区分	設立	1 本店の設立	2 本店の転入	フリガナ	
		3 事務所等の設置	4 新設合併	名称	
	変更・廃止等	6 本店の移転	7 資本金	フリガナ	
		8 代表者	9 事業種目	代表者氏名 (清算人氏名)	
		10 商号	11 組織	申告書等の送付先 (本店以外に希望する場合)	
12 事業年度	13 吸収合併	〒			
14 本店の転出	15 事務所等の廃止	市内に残る事務所等(有・無)			
16 解散(合併以外)	17 合併解散				
18 清算結了	19 休業・事業再開				
20 その他( )					

「設立・設置事項」は、浦安市内に本店又は事業所等を設立・設置した場合に記入してください。

設立・設置事項

設立等の年月日	年 月 日	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
資本・出資金額	円		年 月 日から 年 月 日まで
事業種目	法人税申告期限延長の有無		有( か月) ・ 無
法人税法上の法人区分	1 普通法人 2 公共法人 3 公益法人等 4 協同組合等 5 法人でない社団等	分割状況	1 非分割法人 2 分割法人(市内本店) 3 分割法人(市外本店)
市内の事務所及び事業所等の設置状況	名称	所在地	設置年月日
		浦安市 電話番号 ( )	年 月 日
		浦安市 電話番号 ( )	年 月 日

設立した法人が通算(連結)子法人である場合	通算(連結)親法人名		決算期
	通算(連結)親法人の納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		通算(連結)親法人

「変更・廃止等事項」は、既に届出をした内容に変更を生じた場合又は廃止等の場合に記入してください。

変更・廃止等事項

変更した事項	変更前	変更後	変更(登記)年月日
			( 年 月 日 )
			( 年 月 日 )
転出・廃止等	市内に残る事務所等	名称	所在地 浦安市
合併	被合併法人	名称	所在地
休業・事業再開		年 月 日 から	休業 → 再開見込(有・無) 事業再開
備考		関与税理士 氏名連絡先	電話番号 ( )

添付書類 次の資料(写し可)を添付してください。①登記簿謄本 ②定款 ③変更の事実を確認できる資料

別記第58号様式（その2）を別記第58号様式（その1）とし、同様式の次に次の別記様式を加える。

第58号様式（その2）

第58号様式（その2）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



法人市民税更正・決定通知書

年月日から 年月日までの事業年度の 申告に係る分			
区 分	既課税額	更正・決定額	差引増減分
分割前課税標準額	円	円	円
分割基準 (自治体内/全従業員数)	/ 人	/ 人	
課税標準額	円	円	円
税 率	%	%	
税 額 控 除	円	円	円
法人税割額	円	円	円
算定期間中に事務所等 を有していた月数	月	月	
均 等 割 額	円	円	円
この通知書により納付する税額又は還付(△印)する税額			円

更正・決定の事由	
----------	--

指定納期限	
-------	--

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浦安市を被告として（浦安市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとこととされていますが、①審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第59号様式を次のように改める。

# 第59号様式

第59号様式

千葉県浦安市 el  
**固定資産税 納入済通知書** (公)

振替口座	00130-3-960296	加入者名	浦安市会計管理者	金額	
収納機関番号	12227	納付番号		確認番号	
延滞金額	合計金額				

年度	納期限	通番	期別	領収日付印
		お問合せ番号★		<small>(ご注意) 金額を訂正した場合/バーコードの印字がない場合/バーコードが読取れない場合、コンビニエンスストアでは納付できません。                  収納代行会社 株式会社NTTデータ</small>
CVS収納用				
納付者氏名				

取りまとめ店  
 QRコードを印刷している場合：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金業務センター  
 QRコードを印刷していない場合：ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター  
 浦安市役所/ CVS本部

千葉県浦安市領収証書 (公)  
**固定資産税**  
 振替口座 00130-3-960296  
 加入者名 浦安市会計管理者

納付者氏名

振替口座	00130-3-960296	加入者名	浦安市会計管理者	納付者氏名	
納付番号		確認番号		通知書番号	
延滞金額	税額	延滞金	合計金額	納期限	
				領収日付印	

固定資産税

切り取らないで金融機関・コンビニにお出しください。

上記のとおり領収しました。  
 納付者控 (収入印紙不要)  
 収納代行会社 株式会社NTTデータ

千葉県浦安市 12227 金融機関控/ CVS店舗控

別記第60号様式（その1）、（その2）及び（その3）並びに第61号様式（その1）を次のように改める。

# 第60号様式（その1）

第60号様式（その1）

年度

## 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

お問合せ番号

所有者	1 住所 <small>（ふりがな） 又は納税通知書送達先</small>	〒 _____ _____ 電話（ _____ ）	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 <small>（ふりがな） 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名</small>	_____（屋号）	4 事業種目 <small>（資本金等の額）</small>	_____（ _____ 百万円）	9 増加償却の届出	有・無
			5 事業開始年月	_____年 _____月	10 非課税該当資産	有・無
			6 この申告に回答する者の係及び氏名	_____（電話 _____）	11 課税標準の特例	有・無
			7 税理士等の氏名	_____（電話 _____）	12 特別償却及び圧縮台帳	有・無
					13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
					14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額			計(イ)-(ロ)+(ハ) <sup>(イ)</sup>	15 市内における事業所等 資産の所在地	① _____ ② _____ ③ _____
	前年前に取得したもの <sup>(イ)</sup>	前年中に減少したもの <sup>(ロ)</sup>	前年中に取得したもの <sup>(ハ)</sup>			
1 構築物					16 借 用 資 (有・無)	貸主の名称等
2 機械及び装置						
3 船 舶					17 事業所家屋の所有区分	自己所有・借家
4 航空機						
5 車両及び運搬具					18 備 考（添付書類等）	
6 工具、器具及び備品						
7 合 計						

  

資産の種類	評 価 額 <sup>(イ)</sup>	決 定 価 格 <sup>(ロ)</sup>	課 税 標 準 額 <sup>(ハ)</sup>	課 税 標 準 の 特 例 額 <sup>(ニ)-(ト)</sup>
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船 舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合 計				

# 第60号様式 (その2)

第60号様式 (その2)

年度

## 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

お問合せ番号		所有者名										枚のうち							
												枚目							
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		(イ) 取 得 価 額				(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 価 値 減 少 率				課 税 標 準 額	課 税 標 準 額	増 加 理 由	摘 要
					年 月	年 月	十 萬 円	千 円	百 円	円	年	十 萬 円	千 円	百 円	円				
01											0.								1-2 3-4
02											0.								1-2 3-4
03											0.								1-2 3-4
04											0.								1-2 3-4
05											0.								1-2 3-4
06											0.								1-2 3-4
07											0.								1-2 3-4
08											0.								1-2 3-4
09											0.								1-2 3-4
10											0.								1-2 3-4
11											0.								1-2 3-4
12											0.								1-2 3-4
13											0.								1-2 3-4
14											0.								1-2 3-4
15											0.								1-2 3-4
16											0.								1-2 3-4
17											0.								1-2 3-4
18											0.								1-2 3-4
19											0.								1-2 3-4
20											0.								1-2 3-4
小 計																			

【取得年月】の年号欄は、昭和…3、平成…4、令和…5 を記載してください。  
 【増加理由】欄は、新品…1、中古…2、移動…3、その他…4 に○をつけてください。



# 第60号様式 (その3)

第60号様式 (その3)

年度

お問合せ番号		種類別明細書 (減少資産・修正連絡用)										所有者名		枚のうち					
														枚目					
行 番 号	資産 の 種 別	抹消コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額			耐用年数		省 令 改 正	申 告 年 度	減少の事由及び区分				備 考
					年 号	年	月	千 円	百 円	円	新	旧			1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	
01															1・2・3・4	1・2			
02															1・2・3・4	1・2			
03															1・2・3・4	1・2			
04															1・2・3・4	1・2			
05															1・2・3・4	1・2			
06															1・2・3・4	1・2			
07															1・2・3・4	1・2			
08															1・2・3・4	1・2			
09															1・2・3・4	1・2			
10															1・2・3・4	1・2			
11															1・2・3・4	1・2			
12															1・2・3・4	1・2			
13															1・2・3・4	1・2			
14															1・2・3・4	1・2			
15															1・2・3・4	1・2			
16															1・2・3・4	1・2			
17															1・2・3・4	1・2			
18															1・2・3・4	1・2			
19															1・2・3・4	1・2			
20															1・2・3・4	1・2			
小計																			

『取得年月』の年号欄は、昭和…3、平成…4、令和…5 を記入してください。  
 『省令改正』欄は、耐用年数の省令改正がある場合に○をつけてください。  
 『減少の事由及び区分』欄は、該当するものに○をつけてください。

# 第61号様式（その1）

第61号様式（その1）

## 住宅用地申告書

浦安市税条例第74条の4の規定により 次のとおり申告いたします。  年 月 日提出  (宛先) 浦安市長		所	お問合せ番号	備		考		欄		変更内容 年 月 日変更 1 新築      2 増改築 3 建替え    4 取壊し 5 用途変更(土地・家屋) 6 敷地面積変更 7 居住用床面積変更 8 その他( )		整理 番号 No.	土地 台帳	扱者
		有	住所											扱者
		者	氏名又は法人名									電話 ( )	課税 台帳	
		法人にあってはこの申告に 応答する者の所属氏名										所属		氏名
所	在	地	積	地 目		住 宅 用 地							非 住 宅 用 地	
				登 記	現 況	住 宅 用 地 の 上 に 存 す る 家 屋								
				家屋の所有者	家屋番号	種 類	構 造	用 途	延床面積	居 住 用 積	居 住 用 積	居 住 年 月 日		
浦安市	番	nf					木 造 軽 鉄 非木造	専用・併用 アパート・ 寄宿舍	nf	nf		年 月 日	工場・倉庫 駐車場・更地 その他( )	
浦安市	番	nf					木 造 軽 鉄 非木造	専用・併用 アパート・ 寄宿舍	nf	nf		年 月 日	工場・倉庫 駐車場・更地 その他( )	
浦安市	番	nf					木 造 軽 鉄 非木造	専用・併用 アパート・ 寄宿舍	nf	nf		年 月 日	工場・倉庫 駐車場・更地 その他( )	
浦安市	番	nf					木 造 軽 鉄 非木造	専用・併用 アパート・ 寄宿舍	nf	nf		年 月 日	工場・倉庫 駐車場・更地 その他( )	
浦安市	番	nf					木 造 軽 鉄 非木造	専用・併用 アパート・ 寄宿舍	nf	nf		年 月 日	工場・倉庫 駐車場・更地 その他( )	

別記第61号様式（その2）中「㊟」を削る。

別記第61号様式（その3）中「あん分」を「按分」に改め、「㊟」を削り、「第352条の2第3項」を「第352条の2第5項」に改める。

別記第61号様式（その4）中「㊟」を削り、「附則第16条」を「附則第15条の6」に、「第71条」を「附則第10条の3」に改める。

別記第61の2号様式中

「

氏 名	印
-----	---

」

を

「

氏 名	
-----	--

」

に改める。

第61の3号様式（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）を次のように改める。

第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 1 )

第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 1 )

固 定 資 産 税 ( 土 地 ・ 家 屋 ) の 非 課 税 適 用 申 告 書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

お 問 合 せ 番 号 \_\_\_\_\_  
 住 所 又 は 所 在 \_\_\_\_\_  
 所 有 者 氏 名 又 は 名 称 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

下 記 の 固 定 資 産 ( 土 地 ・ 家 屋 ) に つ い て 、 地 方 税 法 第 348 条 第 2 項 第 号 の 規 定 の 適 用 を 受 け たい の で 、 浦 安 市 税 条 例 第 条 の 規 定 に よ り 申 告 し ます 。

土地の所在	地 番		地 目		地 積	設 立 登 記	年 月 日 等
					. m <sup>2</sup>		年 月 日
					. m <sup>2</sup>		年 月 日
					. m <sup>2</sup>		年 月 日
					. m <sup>2</sup>		年 月 日
用 途			非課税の用に供し始めた年月日				年 月 日
家屋の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積		設 立 登 記	年 月 日 等
				. m <sup>2</sup>			年 月 日
				. m <sup>2</sup>			年 月 日
				. m <sup>2</sup>			年 月 日
				. m <sup>2</sup>			年 月 日
用 途			非課税の用に供し始めた年月日				年 月 日

## 第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 2 )

第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 2 )

### 固 定 資 産 税 ( 土 地 ・ 家 屋 ) の 非 課 税 非 適 用 申 告 書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

お問合せ番号 \_\_\_\_\_  
 住所又は所在 \_\_\_\_\_  
 所有者 氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

下記の固定資産（土地・家屋）について、地方税法第 348 条第 2 項第 号 の規定の適用を受けなくなったので、浦安市税条例第 59 条の規定により申告します。

土地の所在	地 番	地 目	地 積	設 立 登 記	年 月 日 等	
			. m <sup>2</sup>		年 月 日	
			. m <sup>2</sup>		年 月 日	
			. m <sup>2</sup>		年 月 日	
			. m <sup>2</sup>		年 月 日	
用 途	非課税の用に供し始めた年月日				年 月 日	
家屋の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	設 立 登 記	年 月 日 等
				. m <sup>2</sup>		年 月 日
				. m <sup>2</sup>		年 月 日
				. m <sup>2</sup>		年 月 日
				. m <sup>2</sup>		年 月 日
用 途	非課税の用に供し始めた年月日				年 月 日	

第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 3 )

第 6 1 の 3 号 様 式 ( その 3 )

固 定 資 産 税 ( 償 却 資 産 ) の 非 課 税 適 用 申 告 書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

お 問 合 せ 番 号 \_\_\_\_\_  
 住 所 又 は 所 在 \_\_\_\_\_  
 申 告 者 氏 名 又 は 名 称 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

下 記 の 固 定 資 産 ( 償 却 資 産 ) に つ い て 、 地 方 税 法 第 348 条 第 2 項 第 号 の 規 定 の 適 用 を 受 け たい の で 、 浦 安 市 税 条 例 第 条 の 規 定 に よ り 申 告 し ます 。

償	所 在				名 称		
	用 途				非 課 税 の 用 に 供 し 始 め た 年 月 日 又 は 設 立 年 月 日	年 月 日	
却 資 産	種 類 別 明 細	種 類	名 称	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数

第 6 1 の 3 号 様 式 ( そ の 4 )

第 6 1 の 3 号 様 式 ( そ の 4 )

固 定 資 産 税 ( 償 却 資 産 ) の 非 課 税 非 適 用 申 告 書

年 月 日

( 宛 先 ) 浦 安 市 長

お 問 合 せ 番 号 \_\_\_\_\_  
住 所 又 は 所 在 地 \_\_\_\_\_  
申 告 者 氏 名 又 は 名 称 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_ (       )

下 記 の 償 却 資 産 に つ い て 地 方 税 法 第 348 条 第 2 項 第      号      の 規 定 の 適 用 を  
受 け な く な っ た の で 、 浦 安 市 税 条 例 第 59 条 の 規 定 に よ り 申 告 し ま す 。

償 却 資 産	所 在 用 途	名 称			年 月 日		
	種 類	名 称	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	
	種 類 別 明 細						

別記第64号様式を次のように改める。





別記第65号様式（その1）及び（その2）を削る。

別記第65号様式（その3）を「㊟」を削り、同様式を別記第65号様式（その1）とする。

別記第65号様式（その4）を次のように改める。

## 第 6 5 号 様 式 ( その 4 )

### 第 6 5 号 様 式 ( その 4 )

軽自動車税廃車申告書 兼 標識返納書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

(宛先)浦安市長

次のとおり申告及び標識の返納をします。

		申告の理由		種 別		標 識 番 号	浦安市	
		廃 車		原動機付自転車	小型特殊自動車			廃車年月日
		<input type="checkbox"/> 廃 棄		<input type="checkbox"/> 第一種 (50CC/0.6kw以下)・白	<input type="checkbox"/> 農耕作業用			
		<input type="checkbox"/> 譲 渡		<input type="checkbox"/> 第二種乙 (90CC/0.8kw以下)・黄	<input type="checkbox"/> フォークリフト			
		<input type="checkbox"/> 転 出		<input type="checkbox"/> 第二種甲 (125CC/0.6kw以下)・桃	<input type="checkbox"/> その他			
		<input type="checkbox"/> 盗難・紛失		<input type="checkbox"/> ミニカー・青	( )			
納税義務者	所 有 者	住 所 は 又 所 在 地	主たる定置場		1 左記所有者の住所又は所在地と同じ			
		(フリガナ) 氏 名 は 又 名 称			2			
	生年月日	年 月 日	電話番号	車 名	型式及び年式	原動機の型式		
	車台番号	年 月 日	電話番号	車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力		
* 使 用 者	住 所 は 又 所 在 地	返納の有無		標識返納がない場合、その理由				
	(フリガナ) 氏 名 は 又 名 称			1. 有	2. 無	<input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	生年月日			年 月 日	電話番号	<input type="checkbox"/> 交付証明書返納		
(窓口に来られた方) * 届 出 者	住 所 は 又 所 在 地	所有者等 との関係	理 由	ナンバープレートを返却できない理由や状況				
	(フリガナ) 氏 名 は 又 名 称		盗 難 届 出	※盗難の届出をした警察署と受理番号が確認できる場合は、下記に記載してください。				
	電話番号		届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日		
		(本人確認ができるものをご提示お願いします。)	受理番号					
			届出警察署	警察署・交番・駐在所				

- 注1 \*が所有者と同一の場合は、記入不要です。  
 2 法人名義の申告を代理人がする場合、委任状が必要です。  
 (ただし、代理人が販売業者の場合は不要です。)  
 3 個人名義の申告を代理人がする場合、委任状が必要です。  
 (ただし、代理人が販売業者又は所有者と同一世帯の場合は不要です。)  
 4 詐偽その他不正の行為を目的としてなされた行為は、地方税法において罰せられます。

別記第65号様式（その4）を別記第65号様式（その2）とする。

別記第67号様式を次のように改める。

## 第67号様式

### 第67号様式

原動機付自転車  
小型特殊自動車

## 標識交付証明書

標識番号		種別	
車名		型式	
車体番号			
総排気量		認定番号	
定置場			
登録年月日			
所有者	住所		
	氏名 (名称)		
使用者	住所		
	氏名 (名称)		
上記のとおり標識を交付したことを証明します。 年 月 日 浦安市長 <span style="float: right;">印</span>			

\* この証明書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用する際に常に携帯し、市の徴税吏員の請求があった際には呈示してください。

別記第68号様式（その1）、（その2）及び（その3）を次のように改める。

# 第68号様式 (その1)

## 第68号様式 (その1)

千葉県浦安市 軽自動車税(種別割) 納入済通知書 (公)

届出番号	00140-5-960297	加入者名	浦安市会計管理署	金額	
種別番号	12227	種別		種別	
延滞金額		合計金額			

年度	種別	期別	課税日付印
納期表	納付済	未納	
納付済	納付済	未納	

納付済印

千葉県浦安市 納付書(期特) 軽自動車税(種別割) (公)

届出番号	00140-5-960297	加入者名	浦安市会計管理署
納付番号		納付区分	

軽自動車税(種別割)

納付書番号		お問合せ番号★	
種別		初年度納付年月	
種別		区分	

千葉県浦安市 納付書控収証書(公)

納付番号	
確認番号	
納付区分	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
届出番号	00140-5-960297
加入者名	浦安市会計管理署

軽自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用)

氏名	
種別番号	
有効期限	

上記のとおり領収しました。

納付済印

納付済印

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

軽自動車税(種別割)納税証明書

納付済印(個人用紙)

納付済印

## 第68号様式（その2）

### 第68号様式（その2）

## 軽自動車税（種別割）更正決定決議書

下記の者に対する軽自動車税（種別割）を下記のとおり更正決定してよろしいですか。

記

年 度		通知書番号		
納税義務者	住 所			
	氏 名			
標識番号		車種		
初度検査年月		グリーン化特例区分		
年 税 額	変更前の税額	変更後の税額	増減額	変更理由
	円	円	円	
備 考				



## 第68号様式（その3）

### 第68号様式（その3）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



## 軽自動車税（種別割）更正決定通知書

あなたの軽自動車税（種別割）を下記のとおり変更いたしましたので、通知します。  
記

年 度				通知書番号	
納税義務者	住 所				
	氏 名				
標識番号				車種	
初度検査年月				グリーン化特例区分	
年 税 額	変更前の税額	変更後の税額	増減額	変更理由	
	円	円	円		
備 考					

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。